

# 第 23 期 報 告 書

{ 自 平成 28 年 4 月 1 日 }  
{ 至 平成 29 年 3 月 31 日 }

事 業 報 告

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

株式会社東京スタジアム

# 第 2 3 期事業報告

〔 自 平成 28 年 4 月 1 日  
至 平成 29 年 3 月 31 日 〕

## I 会社の現況

### 1 当事業年度の事業の状況

当事業年度は、味の素スタジアムでは、サッカー J リーグのホームチームである「FC 東京 (J1)」と「東京ヴェルディ (J2)」の主催試合のほか、当スタジアム初開催となるラグビー日本代表戦 (リポビタン D チャレンジカップ 2016 日本代表対スコットランド代表戦) を開催しました。また、ランニングイベント等の各種スポーツイベントに加え、8 月には大型コンサートを行ったほか、フリーマーケット等の商業イベントの開催にも努めました。

また、アミノバイタルフィールドでは、アメリカンフットボールの試合のほか、高校の体育祭をはじめ多彩なスポーツイベントを、西競技場では市の陸上競技大会や「サッカーなでしこリーグ」等を開催しました。

このような取組の結果、味の素スタジアムとアミノバイタルフィールドで約 129 万人、西競技場で約 6 万人、その他施設も含めたスタジアム全体では合計で 175 万人超のお客様にご来場いただくことができました。

営業成果としましては、サッカー J リーグ、ラグビー日本代表戦等のスポーツイベントや大型コンサート等の商業イベントの開催により施設利用料による売上 539,072 千円、広告看板売上 56,454 千円、駐車場売上 46,646 千円、その他売上として、ネーミングライツによる契約金 200,000 千円等を計上した結果、売上高は前年度と比べ 12,828 千円減の 1,095,604 千円となりました。

一方、営業費用面では経費節減に努め、各費用項目別では、スタジアム本体の維持管理費や水道光熱費及び東京都からスタジアムを借り受けるために支払った権利金の償却費等の売上原価 750,792 千円、販売費及び一般管理費 250,850 千円を計上しました。その結果、費用合計では、前年度と比べ 35,934 千円減の 1,001,643 千円となりました。

以上の売上と費用を合わせて、当期の営業利益は前年度と比べ 23,105 千円増の 93,961 千円となり、営業外損益とあわせ、経常利益は 119,926 千円を計上し、当期純利益は、前年度と比べ 16,955 千円増の 88,375 千円となりました。

### 2 対処すべき課題

当社の収益構造は、J リーグの観客動員数や大型コンサートの開催回数という流動的な要因に大きな影響を受けやすいという特性を有しています。このため、平成 29 (2017) 年度は、J リーグをはじめとするスポーツイベントや大型コンサートを引き続き開催するほか、堅実な収益が見込めるイベントの誘致等を進めてまいります。併せて事業全般にわたり経費の見直しを徹底することで、独立採算による黒字経営を堅持してまいります。

また、ラグビーワールドカップ 2019™ の開会式及び開幕戦並びに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されているため、東京都や両大会の組織委員会と緊密な連携をとりながら、それらの準備作業についても積極的に協力してまいります。

### 3 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 20 期 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	第 21 期 自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	第 22 期 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	第 23 期 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日
売 上 高	1,238,667	1,254,826	1,108,433	1,095,604
当期純利益	82,841	103,041	71,419	88,375
1 株当たり 当期純利益	429 円 11 銭	533 円 76 銭	369 円 95 銭	457 円 78 銭
総 資 産	9,461,873	9,482,277	9,525,400	9,627,489

注：1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数により算出しております。

### 4 主要な事業内容

- (1) 総合陸上競技場の建設及び管理運営の受託
- (2) 各種イベントの企画及び開催
- (3) スポーツ施設の運営及び管理
- (4) 食品、飲料水、菓子等の販売及び飲食店、みやげ品店の経営
- (5) 駐車場の経営及び管理
- (6) 競技場施設内における広告スペースの販売
- (7) 放送番組の制作、販売
- (8) 出版物の企画、発行及び販売
- (9) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

### 5 営業所

本社 東京都調布市西町 376 番地 3

### 6 従業員の状況(平成 29 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
18 名	2 名増	35.7 歳	2.1 年

注：上記従業員は、全員、他団体、他社から出向しております。

## II 会社の株式に関する事項 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

- 1 株式数
 

発行可能株式総数	200,000 株
発行済株式の総数	193,050 株

2 当期末株主数 43名

3 大株主

大株主の名称	持株数
東京都	70,000株

### Ⅲ 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	田崎 輝夫	
取締役	丸山 莊	京王電鉄株式会社常務取締役
〃	清原 慶子	三鷹市長
〃	高野 律雄	府中市市長
〃	長友 貴樹	調布市長
〃	並木 心	羽村市長・公益財団法人東京市町村自治調査会理事長
〃	服部 征夫	台東区長
〃	足助 紀彦	株式会社みずほ銀行公務部長
〃	岡崎 義隆	東京都オリンピック・パラリンピック準備局理事（スポーツ推進担当）
常勤監査役	大岩 隆	
監査役	河村 文夫	奥多摩町長・公益財団法人東京市町村自治調査会副理事長
〃	西村 泰信	東京都総務局行政部長

注：監査役のうち河村文夫、西村泰信は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

（期中就任取締役及び監査役）

平成28年10月21日就任（取締役）丸山 莊

（期中退任取締役及び監査役）

平成28年10月21日退任（取締役）紅村 康

## 2 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	支給人員	支給額
取締役	1名	12,658
監査役	1名	9,379
計	2名	22,038

注：期末現在の役員は、取締役9名、監査役3名であります。

## IV 会計監査人の状況

### 1 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

## V 内部統制システムの体制整備についての決議の内容の概要

業務の適正を確保する方針

### 1 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるためコンプライアンス体制にかかる行動規範を定める。代表取締役社長が繰り返しその精神を役員・従業員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、総務係においてコンプライアンスの取組を横断的に統括することとし、同係を中心に役員・従業員教育等を行う。

### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規則に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務係が行うものとする。

### 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限規則の規定に基づき、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

### 5 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうち、監査役の意向を尊重し当社の社員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。

### 6 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項について、監査役にすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<u>流動資産</u>	5,115,298	<u>流動負債</u>	193,302
現金及び預金	4,480,109	営業未払金	100,286
売掛金	96,056	未払金	13,676
有価証券	500,000	未払費用	13,691
前払費用	16,136	未払法人税等	52,579
未収入金	6,624	未払消費税等	8,382
繰延税金資産	12,892	預り金	818
その他	3,889	その他	3,867
貸倒引当金	△ 410		
<u>固定資産</u>	4,512,190	<u>固定負債</u>	60,300
有形固定資産	333,849	預り保証金	60,300
建物	74,526		
構築物	219,608		
機械装置	4,570		
車両運搬具	931		
器具備品	34,212	<u>負債合計</u>	253,602
無形固定資産	2,842,533	(純資産の部)	
電話加入権	509	<u>株主資本</u>	9,373,886
施設利用権	2,842,024	資本金	9,652,500
		利益剰余金	△ 278,613
		その他利益剰余金	△ 278,613
		繰越利益剰余金	△ 278,613
投資その他の資産	1,335,806		
投資有価証券	1,148,250		
長期前払費用	186,653		
繰延税金資産	232		
その他	671		
		<u>純資産合計</u>	9,373,886
<u>資産合計</u>	9,627,489	<u>負債及び純資産合計</u>	9,627,489

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てております。

# 損 益 計 算 書

〔 自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,095,604
売 上 原 価		750,792
売 上 総 利 益		344,811
販売費及び一般管理費		250,850
営 業 利 益		93,961
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	18,072	
雑 収 入	8,692	26,765
営 業 外 費 用		
雑 損 失	800	800
経 常 利 益		119,926
特 別 損 失		
固定資産除却損	10	10
税引前当期純利益		119,916
法人税、住民税及び事業税		44,665
法人税等調整額		△ 13,125
当 期 純 利 益		88,375

# 株主資本等変動計算書

〔 自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日 〕

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
平成28年4月1日残高	9,652,500	△ 366,989	△ 366,989	9,285,510	9,285,510
当期変動額					
当期純利益		88,375	88,375	88,375	88,375
当期変動額合計	—	88,375	88,375	88,375	88,375
平成29年3月31日残高	9,652,500	△ 278,613	△ 278,613	9,373,886	9,373,886

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法

## 2 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	3～41年
構築物	10～50年
機械装置	6～17年
車両運搬具	4～7年
工具器具備品	2～20年

### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

施設利用権	45年（スタジアムの借受期間）
-------	-----------------

### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の処理方法

税抜方式により処理しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額 437,086千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当期の末日における発行済株式の数 193,050 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

未払事業税	8,676 千円
未払賞与	3,179 千円
その他	1,269 千円
繰延税金資産小計	13,125 千円
評価性引当額	— 千円
繰延税金資産合計	13,125 千円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、金融資産運用規程（平成 14 年 6 月 20 日第 59 回取締役会決定）に基づく預金等に限定し、自己資本を原資としております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、定期的与信管理により、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。なお、デリバティブ取引は金融資産運用規程に従い、行っておりません。

2 金融商品の時価に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	4,480,109	4,480,109	—
(2) 売掛金	96,056	96,056	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	500,000	500,000	—
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,148,250	1,197,257	49,007
(5) 営業未払金	(100,286)	(100,286)	—

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び(4) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引証券会社の評価または算定価額によっております。また、譲渡性預金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 営業未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1	1 株当たり純資産額	48,556 円 77 銭
2	1 株当たり当期純利益	457 円 78 銭

本計算書類の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社 東京スタジアム  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 狩野 茂行 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京スタジアムの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切な基準に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

株式会社東京スタジアム 監査役会

常勤監査役	大岩 隆	印
社外監査役	河村 文夫	印
社外監査役	西村 泰信	印